

令和3年6月28日

米原市議会議長 松宮 信幸 様

提出者 米原市議会議員 後藤 英樹

賛成者 米原市議会議員 今中 力松

賛成者 米原市議会議員 鹿取 和幸

夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。



意見書第1号

夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書案

近年、夫婦が別々の氏を名乗ることもできる、選択的夫婦別氏制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。

夫婦の氏の在り方については、昨年12月、政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定に当たっても議論となりました。同計画では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また、家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める。」となっています。

夫婦別氏制度は、「選択制」であっても必然的に親子の間で氏が異なる親子別氏になり、ひいては兄弟姉妹がバラバラの氏になる可能性すらあります。

平成29年に実施された内閣府の世論調査では、夫婦別氏は子どもにとって好ましくないという声は62.6%にも上っています。子どもの心への影響を第一に考えるべきです。

また、同世論調査では、夫婦は同氏を名乗るべきであり法律の改正は必要ないとする意見が29.3%、また、同様に夫婦は同じ氏を名乗るべきであるとしつつも婚姻前の氏の通称使用に関する法律改正を認める意見が24.4%あります。婚姻前の氏の通称使用を認めながらも夫婦は同一の氏であるべきとする意見は53.7%となります。これに対し、夫婦別氏制度の導入に賛成の意見は42.5%となっており、いまだ意見が分かれている状況です。このことから、夫婦別氏制度の導入は、到底国民世論の賛同を得ているとはいえません。しかも、同世論調査から、夫婦別氏制度の導入を仮定した設問に対し、自ら別氏を希望する人は2割にも達していない状況です。

さらに、選択的夫婦別氏制度は「選択」だから良いのではないかという意見もありますが、「選択」であっても、夫婦別氏制度が導入されると、氏の有する社会の構成要素である家族の呼称としての意義が失われ、氏は「個人の呼称」に過ぎなくなります。このことは「ファミリーネーム」の否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こさざるを得ません。

政府におかれては、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組んでいただくよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月28日

滋賀県米原市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）